

京都大学ウイルス研究所ウイルス診断受託検査等料金規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>京都大学<u>ウイルス研究所</u>ウイルス診断受託検査等料金規程</p> <p>第1条 京都大学<u>ウイルス研究所</u>において行うウイルスの診断に必要な検査（以下「検査」という。）の受託の料金については、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 検査を委託しようとする者は、所定の検査申込書に検査資料を添えて<u>ウイルス研究所長</u>に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>（中 略）</p> <p>第7条 検査の必要上、<u>ウイルス研究所</u>において検査資料を追加又は再度提出を求めた場合は、検査委託者は、速やかに検査資料を提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（中 略）</p> <p>第9条 <u>ウイルス研究所</u>は、不可抗力の事由によつて生じた検査資料の損害に対しては、一切責任を負わない。</p> <p>（後 略）</p>	<p>京都大学<u>ウイルス・再生医科学研究所</u>ウイルス診断受託検査等料金規程</p> <p>第1条 京都大学<u>ウイルス・再生医科学研究所</u>において行うウイルスの診断に必要な検査（以下「検査」という。）の受託の料金については、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 検査を委託しようとする者は、所定の検査申込書に検査資料を添えて<u>ウイルス・再生医科学研究所長</u>に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>第7条 検査の必要上、<u>ウイルス・再生医科学研究所</u>において検査資料を追加又は再度提出を求めた場合は、検査委託者は、速やかに検査資料を提出しなければならない。</p> <p>2 （同 左）</p> <p>第9条 <u>ウイルス・再生医科学研究所</u>は、不可抗力の事由によつて生じた検査資料の損害に対しては、一切責任を負わない。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。</p>